

地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産を定める条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

地方独立行政法人広島県立病院機構の重要な財産を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第六条第四項及び第四十四条第一項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構に係る重要な財産を定めるものとする。

(法第六条第四項の条例で定める重要な財産)

第二条 法第六条第四項の条例で定める重要な財産は、法第四十二条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあつては、当該申請の日におけるその額）が五十万円以上（当該財産の性質上法第四十二条の二の規定により処分することが適当でないものを除く。）のものとする。

(法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産)

第三条 法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供する場合にあつては、適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）、動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。